

名寄市監査委員告示第3号

平成31年2月18日付け名監査第24号で提出した平成30年度監査報告書の結果に基づき、名寄市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月21日

名寄市監査委員 鹿野 裕 二

名寄市監査委員 黒井 徹

記

監査指摘事項等の措置状況通知書 別紙のとおり

【平成 30 年度定期監査】監査指摘事項等の措置状況通知書

部局名	指 摘 事 項	措 置 状 況	検討状況及び改善予定時期等
名寄市立大学 事務局 総務課、学生課	授業料等並びに学生寮費及び学生寮実費徴収金の収納事務及び滞納整理事務について、精査のうえ、今後、法令にのっとった事務が求められる。	<p>1 授業料及び各負担金について</p> <p>授業料及び負担金の額は条例で規定している債権であり、消滅時効は民法の規定の適用を受けるものと解釈している。ただし、仮に時効期間が満了しても債務者の時効の援用がなければ消滅しないので徴収を継続しているが、次の事項について事務の改善を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納付書は前期、後期の2回発布。それぞれ授業料と負担金を合算して1枚の納付書で徴収。内訳は「別紙」による周知を継続する。 ・教示はこれまで行っていなかったが、平成31年度前期分の納付書から実施する。 ・通常の収納事務は納付書を発布し、地方自治法施行令第171条及び名寄市税外徴収収入条例に基づき督促状を発し、それでも納入されない場合は電話等により催促を行っていた。同法を踏まえた事務を今後精査し徴収方法のあり方を検討する。 ・指摘での滞納整理における「猶予」は、地方自治法施行令第171条の5の（徴収停止）及び同法施行令171条の6（履行延期の特約等）の適用を受けると考えられること、また、同法施行令第171条の7（免除）の制度を含めて、次回の条例改正時に合わせて規程を追加し制度を充実する。 <p>2 学生寮費及び学生寮実費徴収金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生寮費と実費徴収金は別納付書で徴収することとし、債権の明確化を図る。 ・学生寮費の教示は5月分納付書発布時に実施予定である。 ・これらの措置を講じた後、いずれも私法上の債権として取り扱い、援用がない場合は、消滅しないで徴収を継続する体制を整えていく。 <p>今後とも各種法令等にのっとった事務手続きを進め、適正な債権管理や収納率向上に努めてまいります。</p>	授業料等徴収条例の一部改正は平成31年9月議会提案を予定。